

WTO農業交渉等に関する意見書

WTO農業交渉は、本年3月末のモダリティ確立に向けた交渉が決裂し、9月にメキシコで行われる第5回閣僚会議まで交渉が継続されることになりました。3月に示されたモダリティ案は、関税の大幅かつ急進的な削減や、ミニマムアクセスの大幅拡大、非貿易的関心事項が全く反映されていないなど、我が国が主張する「多様な農業の共存」と相反するものであり、到底受け入れられるものではありません。

また、アメリカやオーストラリアを中心とする農産物輸出国グループは、大幅な関税率の引き下げや国内助成政策の削減を主張しており、仮にこのまま要求どおりになれば、農林水産物は全面自由化同然となり、我が国の農業が危機的な状態になることは明らかであります。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 我が国が提案している「多様な農業の共存」を達成できるよう、現行のモダリティ案を撤回させ、今後の交渉の土台とさせないこと。
- 2 アメリカやケアンズ諸国が主張する関税の一律的・急進的な関税削減方式に対し、徹底した反論と毅然たる交渉姿勢を堅持すること。
- 3 ミニマムアクセス輸入米の廃止に向けて国は最大限の努力を行い、最低でも輸入量の大幅削減を実現すること。
- 4 食料の安全保障の確保と自給率向上、国内農業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保すること。
- 5 行き過ぎたAMS(助成合計量)削減の是正と「緑の政策」の要件緩和など、国内支持政策に関する適切な規制を確保すること。
- 6 残留農薬基準や食品添加物規制基準などは、国際基準によって緩和されることのないよう、各国の食生活の実態を踏まえ、規制を強化できるよう措置すること。
- 7 世界的な食糧不足に対し、緊急の食料支援システムのための国際的な食料備蓄・援助機構の創設を主張すること。
- 8 自由貿易協定については、食料自給率が極端に低い現状や将来の食料需給に関する国民の懸念に十分配慮すること。また、農林水産物は、品目ごとの事情を十分に検討し、国内関係品目に影響が生じないよう対応するとともに、関税以外の分野で支援すること。
- 9 WTO農業交渉に関する情勢や課題について、生産者だけではなく、国民全体の問題としてとらえ、理解促進のための対策を積極的に展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成15年7月4日

(提出先)内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣